

# 配 分 金 規 約

(目的)

**第1条** この規約は、公益社団法人天童市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う、配分金に関する事項を定めることを目的とする。

(現金、直接、全額支払の原則)

**第2条** センターは、就業した会員に対する配分金を、原則として現金で直接その全額を支払うものとする。ただし、配分金は、会員との合意によって、指定する金融機関に振り込む方法をもって支払うことができる。

(支払日の原則)

**第3条** センターは、会員が就業した場合の配分金は、約束の期日に支払わなければならない。

(社会的相当配分の原則)

**第4条** 会員の就業に対する配分基準は、社会的に相当なものとする。その基準を定めるにあたり、最低賃金法、家内労働法で定める基準を尊重する。

(配分基準の決定)

**第5条** センターは、会員の配分基準について、別に定める手続きに従って職種・能率・時間などを考慮して決定するものとする。

## 附 則

- 1 この規約は、社団法人天童市シルバー人材センター設立許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則 (平成24年5月18日 一部改正)

この規約は、平成24年4月1日から施行する。